

Q & A 「八戸市空き家流通促進事業補助金」

Q 1 : 空き家と判断するのに、使用されていない期間の定めはないのか？

A 1 : 国土交通省と総務省は「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」をまとめ、その中で空き家と判断する 1 つの目安として建物が 1 年間を通して使用されていないことを挙げていますが、八戸市では、親が亡くなったなど利用の見込みが無くなった空き家の売買を目的とする場合には、期間に関係なく補助事業の対象とします。

Q 2 : 予算の範囲内で交付するとあるが、予算額に達した場合どうなるのか？

A 2 : 交付決定額が予算に達した場合は、申請受付を終了します。なお、補助金の額が確定した結果、予算額に達していない場合は、受付を再開する場合があります。

Q 3 : 登録者にはどのような方が該当しますか？

A 3 : 八戸市空き家バンクに空き家を登録している個人所有者が該当します。

Q 4 : 八戸市空き家バンクとはどのようなものですか？

A 4 : 空き家の売却や賃貸を希望する所有者等からの登録申込みを受け、その情報を活用希望者に提供する制度です。

Q 5 : 空き家バンク物件登録番号が分かりません。

A 5 : 登録者の方は空き家バンク登録完了通知書に、購入者の方ははちのへ空き家ずかんの物件ページに番号が掲載されていますのでそちらをご確認ください。

Q 6 : 購入者にはどのような方が該当しますか？

A 6 : 八戸市空き家バンクの利用を申し込んだ個人で、八戸市空き家バンクの登録物件のお問い合わせフォームに必要事項を入力し送信、又は、空き家バンク利用申込書を提出のいずれかの方法により、登録者と売買契約を締結している方です。

Q 7 : 親族との売買の場合、補助対象となるか？

A 7 : 配偶者又は二親等以内の売買の場合は、認められません。

Q 8 : 市内に親が所有していた空き家があるが、その親が亡くなって（養護老人ホーム等

に入所し住む意思が無くなった場合を含む。)市外に居住している子が相続することになったが、補助対象とならないか？

A 8 : 相続を受けるだけでなく、売買を目的とする場合のみ補助対象となります。

Q 9 : 特定空家でも補助の対象になるか？

A 9 : 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第2条第2項の特定空家等と認められた空き家は補助対象外となります。

Q 10 : 所有権移転登記とはどのようなものですか？どこで行うことができますか？

A 10 : 不動産を売買・相続・贈与したとき、持ち主から所有権が移転する際に行われる登記です。法務局で手続きを行うことができます。

Q 11 : 登録免許税額とはどのようなものですか？

A 11 : 不動産などの登記手続きの際に課税される税金の事です。登記の内容により税率が異なります。この登録免許税額は補助金の対象になりません。

Q 12 : 家財の整理、搬出を親戚等で行った場合、対象となりますか？

A 12 : 親族及び自分で行った場合の費用は補助対象になりません。補助を受けるには、事業者(運送業、遺品整理業等)に支払った領収書等が必要です。

Q 13 : 空き家バンクを介さずに売買した、空き家の家財の整理・搬出は、補助の対象になりますか。

A 13 : 空き家バンクに登録された物件の、家財の整理・搬出が対象になります。

Q 14 : 入居後の家財の処分は補助対象になりますか？

A 14 : 入居前までに整理及び搬出する経費を補助対象としています。

Q 15 : 売買予定のない空き家にある家財の整理・処分は、補助の対象になりますか。

A 15 : 売買の予定がない場合は対象になりません。

Q 16 : リフォーム・リノベーション工事とは、どのようなものですか？

A 16 : 住宅としての機能を維持もしくは向上させるための修繕、模様替え、改修等の工事で、次のような工事が対象になります。

- ・ 屋根、雨樋、柱、外壁等の修繕、塗装等の外装工事
- ・ 床、内壁、天井等の内装替え、畳の取替え等の内装工事
- ・ 雨戸、戸、サッシ、ふすま等の取替え等の建具工事
- ・ 電気、ガス等の設備工事
- ・ トイレ、風呂、キッチン等の改修による給排水工事
- ・ その他市長が認める工事

Q17：施工業者の指定はありますか？

A17：市内に本店、支店等を有する法人及び個人事業主が工事の全部又は一部を施工する必要があります。

Q18：居住誘導区域とは？

A18：将来にわたって自家用車を利用しなくても住みやすい・住み続けられるまちを目指して、公共交通を利用しやすい場所に居住をできるだけ誘導していく区域のことです。

Q19：市街化区域とは？

A19：すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域の事です。

Q20：市街化調整区域内の空き家はリフォーム・リノベーション工事の対象となりますか。

A20：対象になりません。また、都市計画区域外に位置する空き家も補助金の対象になりません。

Q21：第 11 号様式の誓約書の 5 の「地域の良好な生活環境・・・留意するよう努める」とは？

A21：売主は、町内会加入や地域の美化活動などに積極的な買主に売却していただけるよう市として要望するものです。特に、不動産動産業者に売却・購入の仲介を依頼する場合で買主が決まるまでは、空き家の管理も依頼などして地域の良好な生活環境の維持や周辺環境との調和に留意していただくようお願いします。

Q22：建築確認済証とはどのようなものですか？また、どこで取得できますか？

A22：建築計画が法の規定に適合していると確認された場合に交付される文書です。建築

確認の申請を行った役所や確認検査機関から、確認後間もなく申請した建築主へ交付されている書類です。

Q23：確認台帳記載証明書とはどのようなものですか？また、どこで取得できますか？

A23：紛失した確認済証や検査済証の代わりに発行してくれる証明書で、確認済証と検査済証交付の記録が記載されています。建築確認済証や検査済証の番号や交付年月日が、役所または確認検査機関が保存している台帳(建築確認台帳)に記載されていることを、台帳記載事項証明書として証明するものです。建築確認の申請を行った役所または確認検査機関にて発行してもらえます。

Q24：空き家バンク利用申込書とはどのようなものですか？

A24：購入又は賃貸を希望している方が空き家バンク登録物件について問い合わせるため市へ申し込みを行う書類です。

Q25：当該物件について問い合わせたことが分かる電子メールとは、どのようなものですか？

A25：空き家バンク登録物件の購入者が、購入をする前に希望する空き家バンク登録物件について、お問い合わせフォームに必要事項を入力し、送信したことが分かる電子データ等です。

Q26：家財整理、搬出前(後)の室内写真とはどのようなものですか？

A26：遺品等の家財の整理及び搬出等の前(後)に撮影した写真です。

Q27：家財の処分に係る登録者の同意が得られたことを証する書類とはどのようなものですか？

A27：家財の処分について同意する旨記載され、登録者と購入者双方の記名・押印のある任意の書類です。

Q28：リフォーム・リノベーション前(後)の外観及び室内の写真とはどのようなものですか？

A28：リフォーム・リノベーション工事の実施前と実施後がわかる写真です。

Q29：他の補助金との併用はできますか？

A29 : 過去に八戸市木造住宅耐震改修支援事業補助金を受けた又は今後受ける予定がある場合、過去に国及び県の制度に基づくリフォーム・リノベーション工事に関する補助金の交付を受けた又は今後受ける予定がある場合は併用できません。

Q30 : この補助金の交付を受けると、金融機関からの融資を受けられると聞きましたが、どのような内容ですか。

A30 : この補助金を受け、事業を実施した住宅のリフォーム等について、青森みちのく銀行、青い森信用金庫から融資を受ける際に、金利優遇措置を受けることができます。なお、融資を受ける際には、所定の審査が必要です。

Q31 : 子育て世帯には、パートナーシップ関係にある子は含まれますか。

A31 : パートナーシップ関係の相手方の限り含まれます。

Q32 : 補助対象者は八戸市内に住所がある人のみですか。

A32 : 八戸市以外の方も対象者となります。